

板橋区入札監視委員会事務取扱要領

平成 18 年 9 月 5 日部長決定

第 1 総則

(目的)

第 1 条 この要領は、板橋区入札監視委員会設置要綱（平成 18 年 3 月 31 日区長決定。以下「要綱」という。）第 2 条に係る板橋区入札監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議の議決)

第 2 条 要綱第 2 条に掲げる事項についての審議の議決は、会長も含めた出席委員の全員の合意により行う。

(委員会事務局)

第 3 条 委員会事務局は、政策経営部長、総務部長、土木部長、都市整備部長、総務部契約管財課長、契約管財課担当係長をもつて構成する。

2 前項に定める者のほか、必要に応じて審議に係る公共工事を主管する部課長の職にある者とする。

第 2 定例審議

(定例審議の開催)

第 4 条 委員会は、要綱第 2 条に掲げる事務について、原則として毎年度 1 回以上定例審議を開催するものとする。

(審議対象案件)

第 5 条 審議の対象は、区が締結した予定価格が 130 万円を超える工事発注案件とする。

(提出資料)

第 6 条 区長は、前年度 1 年間に発注した工事の一覧を委員会に提出し、委員会はこれに基づき契約状況等について審議する。

(提出資料の内容等)

第 7 条 前条の発注した工事の一覧は、入札方法別に、件名、業種、入札参加者数、工期等及び契約金額を記載（第 1 号様式）したものとする。

2 前項に掲げる資料は、定例審査開催日の概ね 1 か月前までに委員会に提出する。

(審議対象資料の抽出)

第 8 条 委員会は、審議の対象となる案件を、発注工事一覧の中から入札方式別に抽出するものとする。

2 提出された案件（第 2 号様式）の説明は、総務部契約管財課が行う。

(審議)

第 9 条 委員会は、抽出案件に係る競争入札参加資格の設定及び指名業者の選定方法等の適否について審議するものとする。

(指名停止状況の報告)

第 10 条 区長は、前年度 1 年間の指名停止の状況（第 3 号様式）を委員会に報告するものとする。

2 前項の報告は、定例審議の中で行うものとする。

（審議内容の公表）

第 11 条 委員会は、審議終了後、その概要（第 2 号様式）を区長に報告するものとし、区長はその結果を公表するものとする。

第 3 苦情処理審議

（苦情処理審議の開催）

第 12 条 委員会は、要綱第 2 条第 2 号に掲げる事務について、区長の依頼に基づき苦情処理審議を開催するものとする。

（苦情処理審議の運営）

第 13 条 委員会は、苦情処理案件について、第三者機関として公正中立の立場から審議し、必要に応じて苦情申立者及び当該契約担当者等の説明を求めることができるものとする。

2 苦情の対象となっている契約案件に関して利害関係をもつと認められる委員は、当該苦情にかかる審議に加わることができない。

（意見書の作成）

第 14 条 委員会は、苦情処理審議を終えたときには意見書を作成し、審議依頼のあった日から概ね 50 日以内に区長に報告を行うこととする。

第 4 苦情処理手続

（苦情の申立）

第 15 条 区が発注した工事請負契約について、入札や契約等の過程及び契約の内容並びに工事成績評定に係る情報を公表した結果、その入札及び契約等の利害関係者のうち情報の公表内容を不服とするもの（以下「申立者」という。）は、苦情申立てができるものとする。

2 この要領において、利害関係者及び苦情申立ての範囲は別表に定めるとおりとする。

（適用対象案件）

第 16 条 適用対象となる案件は、予定価格が 130 万円を超える工事発注案件とする。

（苦情申立ての方法）

第 17 条 申立者は、次に掲げる期間内に契約担当者等に説明を求め、その説明に不服がある場合、申立書（第 5 号様式）により総務部契約管財課長（以下「課長」という。）に苦情申立てを行うことができるものとする。

- （1）別表の①のアに掲げる苦情申立てにあつては、申立者が入札参加資格がないとの通知を受理した日の翌日から起算して 14 日以内（期間の末日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日と、土曜日、日曜日、年末年始（12 月 29 日から同月 31 日まで、1 月 2 日及び同月 3 日）に当たるときは、期間はその

翌日に満了する。以下同じ。)

(2) 別表の①のイ及び②のイに掲げる苦情申立てにあつては、契約内容に適合した履行がされないと判断された当事者が、その旨の通知を受理した日の翌日から起算して14日以内

(3) 別表の②のアに掲げる苦情申立てにあつては、区が指名通知を通知した日の翌日から起算して14日以内

2 前項の規定にかかわらず、別表の③に掲げる工事成績評定に対する苦情申立てにあつては、板橋区工事成績評定要綱（平成17年3月30日区長決定。以下「工事成績評定要綱」という。）第13条第1項に規定するものとする。

(苦情処理の事前審査)

第18条 申立書を受理した課長は、苦情申立てについて事前審査を行うものとする。

2 課長は、申立書及び関係資料等並びに所管課の意見を聴取して、審査決定するものとする。

(事前審査結果の回答)

第19条 事前審査の結果は、申立書を受理した日の翌日から起算して14日以内に回答書（第6号様式）により申立者に回答するものとする。ただし、苦情が多数に上る等事務処理場の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

(苦情申立ての却下)

第20条 課長は、次の場合に、苦情申立てを却下することができる。

- (1) 苦情申立てができる期間を過ぎて申立てが行われた場合
- (2) 苦情申立て事由又は内容が当該入札・契約等と無関係と認められる場合
- (3) 苦情申立ての資格が客観的かつ明白に適格を欠くと認められる場合
- (4) その他、苦情申立てに合理的な理由がないと認められる場合

2 苦情申立ての却下は、申立書を受理した日の翌日から起算して14日以内に回答書（第6号様式）により行うものとする。

(委員会の付議)

第21条 事前審査の結果、第19条又は前条第2項の回答書を受理した申立者及び工事成績評定要綱第13条第2項に規定する回答書を受理した申立者のうち、回答書による説明に対して不満があるものは、回答書を受理した日の翌日から起算して14日以内に、再度、申立書（第7号様式）により区長に再苦情申立を行うことができるものとする。

2 申立てを受けた区長は、委員会に対し、速やかに審議を依頼することとする。

(委員会への提出資料)

第22条 委員会へ提出する資料は、議案（第8号様式）並びに申立者からの申立書（第7号様式）、当該申立てに係る契約関係書類一式及び参考資料とする。

(委員会への苦情申立ての却下)

第 23 条 区長は、次の場合に、再苦情申立てを却下することができる。

- (1) 再苦情申立てができる期間を過ぎて申立てが行われた場合
- (2) 苦情申立てを行っていない者から再苦情申立てがあった場合
- (3) 苦情申立てを却下された者から再苦情申立てがあった場合

2 再苦情申立ての却下は、申立書を受理した日の翌日から起算して 14 日以内に回答書(第 9 号様式) により行うものとする。

(審議結果の通知)

第 24 条 区長は、委員会の審議結果を踏まえた上で、委員会からの意見書を受理した日の翌日から起算して 14 日以内に、申立者に結果を回答するものとする。

(入札手続の執行)

第 25 条 苦情申立て及び再苦情申立ては、原則として、入札手続の執行を妨げるものではない。

(苦情処理結果の公表)

第 26 条 区長は、第 24 条の規定に基づき申立者に回答を行ったときには、その概要(第 10 号様式) を公表するものとする。

付 則

この要領は、平成 18 年 9 月 5 日から施行する。

付 則

この要領の改正は、平成 20 年 8 月 25 日から施行する。

付 則

この要領の改正は、平成 21 年 6 月 30 日から施行する。

付 則

この要領の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領の改正は、平成 27 年 9 月 4 日から施行する。

付 則

この要領の改正は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要領の改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表

種 類		利害関係者	苦情申立ての範囲
① 一 般 競 争 入 札	ア 条件付一般競争入札	入札参加資格がないと判断された当事者	入札参加資格がないと判断された理由
	イ 低入札価格調査制度	調査基準価格を下回った入札について調査を行った結果、当該契約内容に適合した履行がされないと判断された当事者	履行能力がないと判断された理由
② 指 名 競 争 入 札	ア 公募型指名競争入札	当該入札を希望したのに指名されなかった当事者	指名されなかった理由
	イ 低入札価格調査制度	調査基準価格を下回った入札について調査を行った結果、当該契約内容に適合した履行がされないと判断された当事者	履行能力がないと判断された理由
③工事成績評定		区から工事成績評定の通知を受けた者	工事成績評定点等